

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第74条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立した</u> <u>もの</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p>

3 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律</u>（平成5年法律第76号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第25条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律</u>（昭和60年法律第88号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律</u>（平成5年法律第76号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第25条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>

<p>(11) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(12) [略]</p> <p>3 [略]</p>
------------------------------	------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第30条の6第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から、第3条の規定は同年6月1日から施行する。